

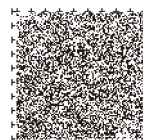
移動しや<sup>すい</sup>みち、使いや<sup>すい</sup>施設でみたされる街 おおた を目指して



大田区バリアフリー基本構想  
おおた街なか  
“すいすい”プラン

令和5年3月  
 大田区

右のマークは音声コードで、コードの位置を示すために切り込みを入れています。スマートフォン用の無料アプリ「Uni-Voice (ユニボイス)」や専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。





## 「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」 の改定にあたって

区では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）に定める基本構想制度に基づき、平成23(2011)年度から平成28(2016)年度にかけて、区内3地区（蒲田駅・大森駅・さぼーとびあ周辺地区）を重点整備地区として定め、区民や関係事業者の方々と連携・協働を図りながら、バリアフリー化の推進に取り組んでまいりました。

この間、「バリアフリー法」や「障害者差別解消法」が改正され、SDGsの推進や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現など、バリアフリーを取り巻く環境が著しく変化したことで、「だれもが安心して快適にすごせるまちづくり」がこれまで以上に重要となっています。

区では、これらの社会情勢の変化に加え、従前の“すいすい”プラン（蒲田駅・大森駅・さぼーとびあ周辺地区）の目標年次を迎えたことから、これまでの事業の実施状況を検証・評価し、このたび大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン（以下、「基本構想」という。）を改定しました。

改定に際し、重点的かつ一体的にバリアフリー化を進める地区として、引き続き3地区（蒲田駅・大森駅・さぼーとびあ周辺地区）を重点整備地区に定め、区域を約2倍に拡大することでバリアフリー化のさらなる推進を図ります。

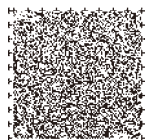
また、バリアフリー法の改正に伴い、新たに創設された教育啓発特定事業や、すべての人々が相互に理解を深め、コミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」や「利用者ニーズに応える取組」などの施策の充実を図ることで、ハード・ソフト両輪によるバリアフリー整備に取り組んでまいります。

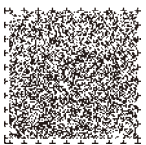
最後に基本構想の改定にあたり、ご議論、ご助言をいただきました大田区移動等円滑化推進協議会の委員の皆さま並びにアンケート調査やまち歩き点検、パブリックコメント（区民意見公募手続）等を通して貴重なご意見をお寄せいただいた多くの区民及び関係事業者等の皆様に心より御礼申し上げます。

区民や関係事業者、関係行政機関の皆さまのご理解、ご協力を賜りながら、バリアフリー推進の取組を着実に推進し、「移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街おおた」の実現を目指します。

令和5年3月

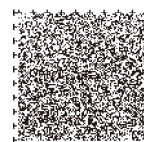
大田区長





# 目次

<b>第1章 大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プランの改定</b>	<b>1</b>
1-1 これまでの経緯及び成果	1
1-2 改定の背景と目的	4
1-3 大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プランの位置づけ	6
1-4 計画期間と計画の目標	8
1-5 検討体制と改定までの流れ	9
<b>第2章 重点整備地区の設定</b>	<b>11</b>
2-1 バリアフリー基本構想制度の概要	11
2-2 重点整備地区の位置及び区域	12
2-3 生活関連施設の設定	14
2-4 生活関連経路の設定	15
2-5 重点整備地区における生活関連施設と生活関連経路	15
<b>第3章 バリアフリーに関する課題の整理</b>	<b>19</b>
3-1 区民部会・事業者部会による検討の流れ	19
3-2 まち歩き点検を踏まえた主な意見と課題	20
3-3 利用者ニーズに応える取組に関する検討	26
<b>第4章 基本的な取組方針</b>	<b>28</b>
4-1 施設と経路のバリアフリー化の取組方針	28
4-2 心のバリアフリーに関する取組方針	31
<b>第5章 特定事業等の設定</b>	<b>34</b>
5-1 特定事業等の概要	34
5-1-1 はじめに	34
5-1-2 特定事業の設定方針	38
5-2 蒲田駅周辺地区における特定事業等	41
5-2-1 特定事業・その他の事業	41
5-2-2 今後実施すべき事項	52
5-3 大森駅周辺地区における特定事業等	59
5-3-1 特定事業・その他の事業	59
5-3-2 今後実施すべき事項	65
5-4 さぼーとびあ周辺地区における特定事業等	68
5-4-1 特定事業・その他の事業	68
5-4-2 今後実施すべき事項	74



<b>第6章 本構想の推進に向けて</b>	<b>76</b>
6-1 事業の推進に向けた取組	76
6-2 事業の進捗管理等	78
6-3 おおた街なか“すいすい”プランの推進	79
<b>参考資料</b>	<b>82</b>
資料1 まち歩き点検のまとめ	82
資料2 事業者アンケートのまとめ	108
資料3 旧基本構想による特定事業の進捗状況	111
資料4 大田区移動等円滑化推進協議会設置要綱・委員名簿	113
資料5 改定までの検討経過	116
資料6 用語解説	119

#### 「障害」と「障がい」の表記について

- 法令等に基づくものや一般的に漢字で表記した方がわかりやすいものは「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

